

## 宇都宮市有料老人ホーム設置運営指導要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、「宇都宮市有料老人ホーム設置運営指導指針」(以下「市指針」という。)に基づき、宇都宮市内に設置・運営しようとする有料老人ホームについての設置手続等について定めるものである。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 有料老人ホーム 老人福祉法(昭和38年法律第133号。以下「法」という。)

第29条第1項に規定する施設で市指針別表に掲げる有料老人ホームの種類のいずれかに該当するものをいう。

(2) 設置予定者 宇都宮市内において有料老人ホームを設置しようとする者をいう。

(3) 設置者 宇都宮市内において有料老人ホームを設置及び運営している者をいう。

### (設置予定者の責務)

第3条 設置予定者及び設置者は、この要綱及び市指針の規定を遵守しなければならない。

### (事前協議)

第4条 設置予定者は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条又は第43条の規定による開発許可又は建築許可の申請前(これらの許可を要しない場合については、建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条の規定による建築確認の申請前)に、事前協議を宇都宮市長(以下「市長」という。)に対して行わなければならない。

2 設置予定者は、「有料老人ホーム設置計画事前協議書」(別記様式第1号。以下「協議書」という。)により、あらかじめ設置計画を市長に提出しなければならない。

3 市長は、協議書の内容を審査した結果、当該協議に係る施設の設置計画が市指針及びこの要綱の規定に適合していると認められたときは、設置予定者に対して「有料老人ホーム設置計画事前協議済書」(別記様式第2号。以下「協議済書」という。)を交付するものとする。

4 設置予定者は、協議済書を受領した後に、開発許可、建築許可、農地転用許可、建築確認申請等を行うものとする。

### (関係機関との事前協議)

第5条 設置予定者は、第4条による協議書の提出までに開発許可、建築許可、建築確認等の関係機関と十分協議を行わなければならない。

(届出等)

第6条 設置予定者は、建築確認通知書を受領後、速やかに「有料老人ホーム設置届」(別記様式第3号)により、法第29条第1項に定める届出を行わなければならない。

2 設置予定者は、前項に定める届出が市長に受理された後でなければ入居者の募集を開始してはならない。

(建設工事の開始)

第7条 設置予定者は、相当数の入居者が見込まれ、入居一時金の返還債務について銀行保証等が付された後でなければ、建設工事を開始してはならない。

2 設置予定者は、建設工事の開始に当たっては、あらかじめ、「有料老人ホーム建設工事開始届」(別記様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(事業開始報告)

第8条 設置予定者は、有料老人ホームの建設が完了し運営を開始するときは、直ちに「有料老人ホーム事業開始報告書」(別記様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(届出事項の変更)

第9条 設置予定者及び設置者は、第6条第1項の届出の内容に変更が生じたときは、速やかに「有料老人ホーム事業変更届」(別記様式第6号)を市長に提出しなければならない。

2 前項のうち定員の増加を伴う事業変更を行おうとする場合にあっては、第4条の規定に基づく事前協議を行わなければならない。

(開設後の報告等)

第10条 設置者は、毎年8月31日までに、次の各号に定める事項について毎年7月1日現在の状況を当該各号に定める様式により市長に報告しなければならない。

(1) 有料老人ホームの経営状況等 有料老人ホーム経営状況等報告書(別記様式第7号)

(2) 有料老人ホームの施設等に関する現況等 有料老人ホーム施設等現況報告書(別記様式第8号)

2 市長は、前項の規定により報告された事項のうち、有料老人ホーム重要事項説明書について、インターネット等を利用して公表するものとする。

3 設置者は、少なくとも3年ごとに有料老人ホームに係る事業収支計画を見直すことと

し、その結果財務諸表との乖離が生ずる場合には、その原因、対処方針等を市長に報告しなければならない。この場合において、当該報告は第1項第1号の「有料老人ホーム経営状況等報告書」（別記様式第7号）により行うものとする。

- 4 設置者は、有料老人ホーム内において重大な事故が生じた場合には、直ちに市長に報告しなければならない。

（勧告等）

第11条 市長は、この要綱及び指針に定める手続き等に反して設置及び運営される有料老人ホームについては、当該有料老人ホームの設置者等に対して必要な措置を採るよう勧告するとともに、設置者等が勧告に従わないときは、聴聞の機会を設けた後、その旨を公表することができる。

（改善命令）

第12条 市長は、設置者が前条の勧告に従わないとき又は有料老人ホームの入居者の処遇に関して不当な行為をし、又はその運営に関して入居者の利益を害する行為をしたと認めるときは、入居者の保護のため必要な限度において、当該設置者に対して、その改善に必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

（事業停止命令）

第13条 市長は、設置者が前条の改善命令に従わないとき又は法その他老人の福祉に関する法律で政令で定めるもの若しくはこれに基づく命令又はこれらに基づく処分に違反した場合であって、入居者の保護のため特に必要があると認めるときは、当該設置者に対して、その事業の制限又は停止を命ずることができる。

附 則

- 1 この要綱は平成24年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行日前から設置及び運営されている有料老人ホームにあっては、この要綱並びに市指針に適合するための措置が採られなければならないものとする。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。